

It's TAX TIME

税の時間です

6月は町県民税(普通徴収分) 第1期の納付月

『納期限は6月30日(月)です』

平成20年度の町県民税額が決定し、納税通知書、納付書を発送してあります。

この町県民税は、一般的に住民税とも呼ばれ、県や町の仕事に必要な経費を広く町民の皆さんから、その能力に応じて負担していただくための税金です。

次のことに留意して納期限までに納付してください。

○**納める人**

- ・平成20年1月1日現在、長島町内に住所のある人
- ・長島町内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷

のある人

○**納める額は**

- ・均等割額 年額4,500円
- ・県民税1,500円(うち500円は森林環境税)
- ・町民税3,000円
- ・所得割額 前年の所得金額から基礎控除や扶養控除等の各種控除を行った「課税標準額」(課税の対象となる金額)をもとに算出します。
- ・県民税は、課税所得金額の一律4%の額を納めていただくこととなります。
- ・町民税は、課税所得金額の一律6%の額で納めていただくこととなります。

国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験の受験者を募集しています。

国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験に合格し採用されると、全員が税務大学校に入校し、一年間、税務職員として

必要な専門知識を習得するための研修を受けます。その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

募集要項は次のとおりです。

○**受験資格**

昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、学歴は問いません。

○**試験の程度**

高校卒業程度

○**申込書の受付期間**

平成20年6月24日(火)から7月1日(火)まで(通信日付印有効)

○**第一次試験**

平成20年9月7日(日)

○**申込用紙**

出水税務署に備えています。

【問い合わせ先】

出水税務署総務課
TEL 0996・62・0200

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成20年度で適用)

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が非課税と

なった場合、税源移譲に伴い平成19年度個人住民税で税負担が上がった分を平成19年分所得税で調整することができなくなってしまうます。これに対応するため、平成20年度において、平成19年度個人住民税を税源移譲前の個人住民税額まで減額する経過措置が設けられました。(別表のとおり)

注 人的控除額とは 所得税と個人住民税のそれぞれの税額を算出する場合に差し引く所得控除のうち、配偶者控除、扶養控除、障害者控除など、人に着目した項目

を人的控除といえます。所得の人的控除額に比べ、個人住民税の人的控除額は低くなっています。

※平成19年度町県民税(個人住民税)減額申告書は6月下旬ごろ対象者へ郵送します。

※この申告は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告書を提出することになりますので注意してください。

【問い合わせ先】

役場税務課町民税係
TEL 0996・86・1111
内線1123

別表

対象者	次の1と2を満たす人 1、平成19年度個人住民税課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差の合計額 2、平成20年度個人住民税課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額
計算方法	平成19年度の個人住民税の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します(既に納税済みの場合は還付します)。
申告	対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告書を提出することになります。